

照明 LED 化推進事業 質問回答書の修正（5月22日回答分）

（修正前）

No	質問内容	質問	回答
1	賃貸契約の締結方法 (県と事業者)	募集要項等に二者間の賃貸借契約が示されているが、照明器具のリース業務には工事、賃貸、維持管理、効果検証等様々な業務が含まれている為、賃貸借契約を工事、維持管理、効果検証等を担う者を含めた三者契約等とすることは可能か。 (募集要項 P1 1(5)イ)	本県がリース業務全般に係る契約を締結するのは事業役割を担う事業者のみであり、それ以外の設計役割を担う事業者等は、本県と契約を締結した事業者（事業役割を担う事業者）と適正な委託契約又は請負契約を締結することとしてください。 (募集要項 P4 2(2)ア(7)、イ)
2	賃貸契約の締結方法 (事業者間)	1の質問のとおり、賃貸借契約を三者契約等と出来ない場合、賃貸人が賃貸以外の工事、維持管理、効果検証等を担う者に当該業務を委託し、本事業を遂行することは可能か。	

（修正後）

No	質問内容	質問	回答
1	賃貸契約の締結方法 (県と事業者)	募集要項等に二者間の賃貸借契約が示されているが、照明器具のリース業務には工事、賃貸、維持管理、効果検証等様々な業務が含まれている為、賃貸借契約を工事、維持管理、効果検証等を担う者を含めた三者契約等とすることは可能か。 (募集要項 P1 1(5)イ)	事業役割を担う事業者が法律上請負えない業務がある場合などやむを得ないと認められる場合は、事業役割を担う事業者及びそれ以外の役割を担う事業者を含めた契約を締結することもできることとします。
2	賃貸契約の締結方法 (事業者間)	1の質問のとおり、賃貸借契約を三者契約等と出来ない場合、賃貸人が賃貸以外の工事、維持管理、効果検証等を担う者に当該業務を委託し、本事業を遂行することは可能か。	